

## 公営企業金融公庫廃止後の新組織について

平成18年12月22日  
総務省・財務省

## 趣旨

公営企業金融公庫は平成20年度に廃止し、個々の地方公共団体による資金調達を補完するため、地方公共団体が共同して新組織を自ら設立する。

## 業務

新組織の業務の範囲については、上下水道、都市交通、病院等住民生活に密接な関係を有する社会資本整備を効率的に行うため、地方債資金を共同して調達するという基本的な考え方に立ちつつ、現公庫よりも絞り込む方向とし、現行の範囲内で重点化を行う。

新組織の事業規模については、地方公共団体による民間からの資金調達を拡大していく方向を堅持し、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減を図る。

市場からの資金調達コスト等を踏まえ適切な貸付金利とする。

## 組織・体制

責任あるガバナンス・融資審査体制を確立するため、意思決定機関に知事、市長、町村長の代表のほか、これと同数程度の学識経験者を加えるとともに、外部有識者によるチェック機関の設置、監査法人等による外部監査の導入などにより、外部からのチェックが働く仕組みとする。

## 勘定区分

新たな業務にかかる新勘定と、既往の資産・負債の管理を行う旧勘定を分離し、それぞれの損益を明確に区分する。

## 財務基盤

平成20年10月の新組織移行時に見込まれる債券借換損失引当金(以下「引当金」という)総額概ね3.4兆円程度の全額を新組織に承継する。

そのうち概ね2.2兆円程度は、新勘定の新たな業務に関し、金利変動リスクに対応するために必要な引当金(金利変動準備金)として、新勘定に帰属する。残余は旧勘定に帰属する。

公営企業健全化基金については新勘定に帰属するものとして新組織に全額承継する。利差補てん引当金については旧勘定に帰属するものとして新組織に全額承継する。

新組織への出資金は、地方公共団体が全額出資を行い、既往の政府出資は、国庫へ返還する。

発行済みの政府保証債の借換債に限り、適切な条件の下に引き続き政府保証を付すこととする。

## 公営企業金融公庫の廃止後の新組織 の財務基盤の確保について

「政策金融改革に係る制度設計」等により、公営企業金融公庫は平成20年10月に廃止し、地方公共団体が共同して設立する新組織に移行。新組織は将来にわたる安定的な経営を確保するとともに、現公庫の既往債権等の適切な管理を行うため、財務基盤を現公庫から承継

### 1. 新旧勘定分離

新たな貸付業務に係る勘定と、既往の資産・債務の管理を行う勘定を分離

### 2. 債券借換損失引当金

新組織の将来にわたる安定的な経営を確立するため、新・旧両勘定の適切な運営・管理に必要な額を承継

#### 概ね3. 4兆円程度

(新組織移行時に見込まれる債券借換損失引当金の全額)

(新勘定) 概ね2. 2兆円程度

新組織が新たに行う貸付業務について、将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な財務基盤を確保

(注1) 新組織の事業規模は、地方団体の民間からの資金調達を拡大していく方向を堅持し、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減を図る

(注2) 新勘定に置く2. 2兆円は、現公庫・旧勘定から10年分割で移管

(旧勘定) 概ね1. 2兆円程度

現公庫の保有する貸付債権、既往債券を適切に管理し、政府保証債券等の借換リスクに耐えられるよう財務基盤を確保

### 3. 公営企業健全化基金、利差補てん引当金

公営企業健全化基金は新勘定に、利差補てん引当金は旧勘定に全額承継